

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6804404号
(P6804404)

(45) 発行日 令和2年12月23日(2020.12.23)

(24) 登録日 令和2年12月4日(2020.12.4)

(51) Int.Cl.

F 1

B65D 85/07 (2017.01)
B65D 75/20 (2006.01)B 65 D 85/07
B 65 D 75/20

請求項の数 7 (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2017-145348 (P2017-145348)
 (22) 出願日 平成29年7月27日 (2017.7.27)
 (65) 公開番号 特開2019-26295 (P2019-26295A)
 (43) 公開日 平成31年2月21日 (2019.2.21)
 審査請求日 平成31年3月1日 (2019.3.1)

(73) 特許権者 000115108
 ユニ・チャーム株式会社
 愛媛県四国中央市金生町下分182番地
 (74) 代理人 110003247
 小澤特許業務法人
 (72) 発明者 小松 慎平
 香川県観音寺市豊浜町和田浜1531-7
 ユニ・チャーム株式会社テクニカルセンター内
 (72) 発明者 柏木 政浩
 香川県観音寺市豊浜町和田浜1531-7
 ユニ・チャーム株式会社テクニカルセンター内

審査官 長谷川 一郎

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】吸収性物品の包装体

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

吸収性物品と、前記吸収性物品を個別に包装する個包装シートと、複数の前記吸収性物品を収容した包装シートと、を有し、

前記包装シートには、内部に収容された前記吸収性物品を視認可能に構成する窓部が形成された吸収性物品の包装体であって、

前記吸収性物品は、前記吸収性物品の厚み方向に積層されており、

前記包装体は、使用に伴い前記吸収性物品の残数が減ると、前記吸収性物品が厚み方向に膨張し、前記吸収性物品どうしの境界の間が広くなるように構成されており、

前記個包装シートは、第1個包装シートと、前記第1個包装シートと異なる色又は異なる図柄を有する第2個包装シートと、を有し、

前記第1個包装シートによって包装された吸収性物品と、前記第2個包装シートによって包装された吸収性物品と、が前記厚み方向に隣接しており、

前記窓部には、前記吸収性物品どうしの境界に沿う第1方向に延びる目印部が設けられており、

前記目印部は、前記第1方向と直交し、かつ前記厚み方向に沿う第2方向に間隔を空けて複数設けられ、前記吸収性物品どうしの境界の位置を指標しており、

前記目印部の前記第2方向の間隔は、前記第2方向において一定の間隔であり、前記吸収性物品どうしの境界の間隔と異なっている、吸収性物品の包装体。

【請求項 2】

10

20

前記目印部は、前記第1方向に延びる第1柄と、前記第1柄と前記第1方向において隣り合い、前記第1柄と異なる第2柄と、を含んでいる、請求項1に記載の吸収性物品の包装体。

【請求項3】

前記第2方向に隣り合う前記目印部における前記第2柄の前記第1方向の位置は、異なっている、請求項2に記載の吸収性物品の包装体。

【請求項4】

前記目印部の前記第2方向の間隔は、前記吸収性物品の前記第2方向の間隔に対する0.5倍以上2倍以下である、請求項1から請求項3のいずれかに記載の吸収性物品の包装体。

10

【請求項5】

前記包装シート同士が接合された接合部が設けられており、

前記接合部は、前記吸収性物品の前記第2方向に沿って配置されている、請求項1から請求項4のいずれかに記載の吸収性物品の包装体。

【請求項6】

前記包装シートは、前記厚み方向に沿い、互いに隣接する第1面及び第2面を有し、

前記第2面は、前記吸収性物品を取り出すための開口が設けられているように構成されており、

前記窓部は、前記第1面と前記第2面に設けられている、請求項1から請求項5のいずれかに記載の吸収性物品の包装体。

20

【請求項7】

前記吸収性物品は、前記個包装シートと共に、前記吸収性物品の幅方向に沿う一対の幅折り線及び前記吸収性物品の長手方向に沿う一対の長手折り線を基点に折り畳まれている、請求項1から請求項6のいずれかに記載の吸収性物品の包装体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、複数の吸収性物品を収容した包装シートに窓部を設けた吸収性物品の包装体に関する。

【背景技術】

30

【0002】

複数の吸収性物品を収容した包装シートに窓部を設けた吸収性物品の包装体が知られている。包装シートの窓部は、内部に収容された吸収性物品を視認可能に構成されている(下記特許文献1)。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特表2006-526550号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

40

【0004】

特許文献1の吸収性物品の包装体は、吸収性物品が包装シート内で厚さ方向に積層されており、窓部を介して複数の吸収性物品が視認可能に構成されている。吸収性物品の包装体は、一般的に複数の吸収性物品を圧縮した状態で包装シート内に収容している。このように構成された吸収性物品の包装体において、使用に伴い吸収性物品の残数が減ると、吸収性物品が厚み方向に膨張し、吸収性物品どうしの境界の間隔が広くなる。しかし、積層された吸収性物品の全体が窓部を介して視認可能に構成されており、吸収性物品どうしの境界の間隔を把握し難いため、吸収性物品の残数を容易に把握し難い。

【0005】

そこで、包装シート内に収容された吸収性物品の残数を容易に把握できる吸収性物品の

50

包装体が望まれる。

【課題を解決するための手段】

【0006】

一態様に係る吸収性物品の包装体は、吸収性物品と、複数の前記吸収性物品を収容した包装シートと、を有し、前記包装シートは、内部に収容された前記吸収性物品を視認可能に構成する窓部が形成された吸収性物品の包装体であって、前記吸収性物品は、前記吸収性物品の厚み方向に積層されており、前記窓部には、前記吸収性物品どうしの境界に沿う第1方向に延びる目印部が設けられており、前記目印部は、前記第1方向と直交し、かつ前記厚み方向に沿う第2方向に間隔を空けて複数設けられている。

【図面の簡単な説明】

10

【0007】

【図1】第1実施形態に係る吸収性物品の包装体の斜視図である。

【図2】吸収性物品の展開平面図である。

【図3】吸収性物品の包装体の正面図である。

【発明を実施するための形態】

【0008】

(1) 実施形態の概要

本明細書及び添付図面の記載により、少なくとも以下の事項が明らかとなる。

一態様に係る吸収性物品の包装体は、吸収性物品と、複数の前記吸収性物品を収容した包装シートと、を有し、

20

前記包装シートは、内部に収容された前記吸収性物品を視認可能に構成する窓部が形成された吸収性物品の包装体であって、

前記吸収性物品は、前記吸収性物品の厚み方向に積層されており、

前記窓部には、前記吸収性物品どうしの境界に沿う第1方向に延びる目印部が設けられており、

前記目印部は、前記第1方向と直交し、かつ前記厚み方向に沿う第2方向に間隔を空けて複数設けられている。

【0009】

窓部を介して包装シート内部に収容された吸収性物品を視認でき、吸収性物品の残数や種類を確認できる。このとき、窓部の目印部が吸収性物品のどうしの境界に沿って延びているため、吸収性物品どうしの境界の位置を把握し易い。よって、吸収性物品どうしの境界の間隔を把握し易く、吸収性物品の残数を容易に把握できる。

30

【0010】

好ましい一態様によれば、前記目印部は、前記第1方向に延びる第1柄と、前記第1柄と第1方向において隣り合い、前記第1柄と異なる第2柄と、を含んでいる。

【0011】

吸収性物品どうしの境界は、第1方向に沿っており、第1柄と区別して認識されにくことがある。このとき、第2柄によって吸収性物品どうしの境界を把握し易くなる。

【0012】

好ましい一態様によれば、前記第2方向に隣り合う前記目印部における前記第2柄の前記第1方向の位置は、異なっている。

40

【0013】

第2方向に隣り合う目印部は、第2柄の第1方向の位置が異なり、個々の目印部として認識され易くなる。個々の目印部が目立つことにより、吸収性物品どうしの境界の間隔がより把握し易くなり、吸収性物品の残数を容易に把握できる。

【0014】

好ましい一態様によれば、前記目印部の前記第2方向の間隔は、前記吸収性物品どうしの境界の間隔に対する0.5倍以上2倍以下である。

【0015】

目印部の第2方向の間隔が吸収性物品のどうしの境界の間隔に対する0.5倍以上2倍

50

以下であることにより、吸収性物品どうしの境界の間隔が目印部に対応付け易くなる。よって、吸収性物品どうしの境界の間隔がより把握し易くなり、吸収性物品の残数を容易に把握できる。

【0016】

好ましい一態様によれば、前記包装シート同士が接合された接合部が設けられており、前記接合部は、前記第2方向に沿って配置されている。

【0017】

第2方向に沿って接合部が配置されているため、膨張する際の力に接合部が対抗し、包装体全体の形状を維持し易くなる。よって、窓部の形状を維持し易く、窓部を介して吸収性物品の残数を把握する効果を得や易くなる。

10

【0018】

好ましい一態様によれば、前記包装シートは、厚み方向に沿い、互いに隣接する第1面及び第2面を有し、

前記第2面には、前記吸収性物品を取り出すための開口が設けられているように構成されており、

前記窓部は、前記第1面と前記第2面に設けられている。

【0019】

第1面に設けられた窓部を介して吸収性物品を視認することができる。加えて、使用者が開口部を介して吸収性物品を取り出す際に、開口部と共に窓部を視認し易い。よって、吸収性物品の取り出し時に吸収性物品の残数を容易に把握することができる。

20

【0020】

好ましい一態様によれば、前記吸収性物品を個別に包装する個包装シートを有しており、

前記個包装シートは、第1個包装シートと、前記第1個包装シートと異なる色又は異なる図柄を有する第1個包装シートと、

前記第1個包装シートによって包装された吸収性物品と、前記第2個包装シートによって包装された吸収性物品と、が前記厚み方向に隣接している。

【0021】

第1個包装シートによって包装された吸収性物品と、第2個包装シートによって包装された吸収性物品と、が厚み方向に隣接しているため、隣接する吸収性物品の境界を把握し易い。吸収性物品どうしの境界の間隔がより把握し易くなり、吸収性物品の残数を容易に把握できる。

30

【0022】

好ましい一態様によれば、前記吸収性物品を個別に包装する個包装シートを有し、

前記吸収性物品は、前記個包装シートと共に、幅方向に沿う一対の幅折り線及び長手方向に沿う一対の長手折り線を基点に折り畳まれている。

【0023】

吸収性物品と個包装シートが一対の幅折り線及び一対の長手折り線を基点に折り畳まれているため、折り畳まれた状態で折り線による折り癖が四方に形成される。四方の折り癖の一部は、窓部に対向して配置される。折り癖によって吸収性物品の輪郭が目立ちやすくなり、吸収性物品どうしの境界の間隔がより把握し易くなり、吸収性物品の残数を容易に把握できる。

40

【0024】

(2) 吸収性物品の包装体の構成

以下、図面を参照して、実施形態に係る吸収性物品の包装体について説明する。なお、以下の図面の記載において、同一又は類似の部分には、同一又は類似の符号を付している。ただし、図面は模式的なものであり、各寸法の比率等は現実のものとは異なることに留意すべきである。したがって、具体的な寸法等は、以下の説明を参照して判断すべきである。また、図面相互間においても互いの寸法の関係や比率が異なる部分が含まれ得る。

【0025】

50

図1は、第1実施形態に係る吸収性物品の包装体1の斜視図である。図2は、吸収性物品の展開正面図であり、図3は、吸収性物品の包装体の正面図である。吸収性物品の包装体1(以下、包装体1とする)は、吸収性物品10と、複数の吸収性物品10を包装する包装シート20と、を有する。

【0026】

包装シート20内の空間に、吸収性物品10が複数収容されている。吸収性物品10としては、例えば、使い捨ておむつ、生理用ナプキン、失禁パッド、パンティライナーを例示できる。

【0027】

図2は、実施形態に係る吸収性物品10の展開平面図である。吸収性物品10は、着用者の身体前側と身体後側とに延びる長手方向Lと、前後方向に直交する幅方向Wと、着用者に向かう肌対向面側及び肌対向面側と反対側に向かう非肌対向面側に延びる厚み方向Tと、を有してよい。10

【0028】

吸収性物品10は、吸収性物品の肌対向面側に位置する肌面シートと、吸収性物品の非肌対向面側に位置する非肌面シートと、肌面シートと非肌面シートの間に配置された吸収体と、を有してよい。吸収性物品10は、個包装シート18と共に折り畳まれて、個包装シート18によって包装されていてよい。

【0029】

吸収性物品10及び個包装シート18は、個包装シート上に吸収性物品を配置した状態で、共に折り畳まれる。折り畳み態様の一例としては、個包装シート上に吸収性物品を配置した状態で、吸収性物品10及び個包装シート18は、幅方向Wに沿う一対の幅折り線FWを基点に長手方向Lに折り畳まれてよい。このとき、吸収性物品の肌対向面同士が対向するように折り畳まれてよい。一対の幅折り線FWは、長手方向Lに間隔を空けて配置されてよい。次いで、幅折り線FWを基点に折り畳まれた状態の吸収性物品10及び個包装シート18は、長手方向Lに沿う一対の長手折り線FLを基点に幅方向Wの内側に折り畳まれてよい。このとき、吸収性物品の肌対向面同士が対向するように折り畳まれてよい。20

【0030】

このように折り畳まれることにより、図1に示すように、吸収性物品10は、個包装シートによって覆われる。折り畳まれた状態で、吸収性物品の四方の側縁部には、個包装シートの折り癖が形成されてよい。四方の折り癖の少なくとも一部は、後述する窓部に対向して配置されてよい。30

【0031】

吸収性物品10は、包装シート20内において吸収性物品10の厚み方向Tに積層されてよい。包装シート20の表面は、包装体1の外面を構成し、包装シート20の裏面は、包装体1の内面を構成し、吸収性物品10に接触してよい。包装シート20は、樹脂製のフィルムからなり、直方形に成型されてよい。包装シート20は、直方形に成形された状態で6面を有する。包装シート20は、吸収性物品10の厚み方向T(積層方向)に沿って配置された第1面21、第2面22、第3面23、及び第4面24と、厚み方向Tと直交して配置された第5面25及び第6面26を有してよい。40

【0032】

図1に示す状態において、第1面21は、正面を構成し、第2面22は、上面を構成し、第3面23は、背面を構成し、第4面24は、底面を構成してよい。第1面21と第2面22は、互いに隣接し、第2面22と第3面23は、互いに隣接し、第3面23と第4面24は、互いに隣接し、第4面24と第1面21は、互いに隣接してよい。第1面21、第2面22、第3面23、及び第4面24は、第5面25及び第6面26にそれぞれ隣接してよい。

【0033】

図3は、図1に示す吸収性物品の包装体1の正面図である。包装体の正面は、第1面を50

構成してよい。包装体1には、内部に収容された吸収性物品10を視認可能に構成する窓部28が形成されてよい。窓部28は、透明又は半透明に構成されてよい。包装シート20に窓部28が設けられていることにより、窓部28を介して包装シート20内部に収容された吸収性物品10を視認でき、吸収性物品10の残数や種類を確認できる。

【0034】

窓部28は、少なくとも第1面21の一部に設けられてよく、第2面22に設けられてよいし、第1面21から第6面26の全ての面に設けられてもよい。窓部は、各面の全面に設けられていても、各面の一部に設けられていてもよい。窓部28は、吸収性物品の厚み方向Tに沿って延びてよい。窓部28を介して吸収性物品の側縁部15が視認可能に配置されてよい。吸収性物品10の側縁部15は、一対の幅折り線FW及び一対の長手折り線FLを基点に折り畳まれた状態で、当該折り線が位置する部分である。そのため、吸収性物品の側縁部15は、折り線による折り癖が形成される。吸収性物品の側縁部15は、第1面から第4面に対向して配置されてよい。吸収性物品の外側縁の少なくとも一部は、窓部に対向して配置されてよい。折り癖によって吸収性物品の輪郭が目立ちやすくなり、吸収性物品どうしの境界の間隔がより把握し易くなり、吸収性物品の残数を容易に把握できる。10

【0035】

窓部28には、吸収性物品どうしの境界B10に沿う第1方向D1に延びる目印部30が設けられてよい。吸収性物品どうしの境界B10は、吸収性物品の幅方向W又は長手方向Lに沿ってよい。目印部30は、第2方向D2に間隔を空けて複数配置されてよい。目印部は、印刷によって構成されてよい。第2方向D2は、第1方向D1と直交し、かつ厚み方向Tに沿う方向である。目印部30は、窓部の全体に亘って間欠的に配置されてよい。なお、第1方向D1及び第2方向D2は、吸収性物品10が包装シート20内に収容され、未開封の状態の包装体1における吸収性物品10を基準とした方向であってよい。20

【0036】

吸収性物品の包装体1において、使用に伴い吸収性物品の残数が減ると、吸収性物品10が厚み方向Tに膨張し、吸収性物品どうしの境界の間隔G10が広くなる。このとき、窓部28の目印部30が吸収性物品のどうしの境界B10に沿って延びているため、目印部30を基準として吸収性物品どうしの境界B10の位置を把握し易い。目印部30は、第2方向D2に間隔を空けて配置されており、その間隔は一定であってよい。目印部30が一定の間隔G30を空けて配置されているため、目印部30が目盛りとして機能し易い。よって、吸収性物品どうしの境界の間隔G10を把握し易く、吸収性物品の残数を容易に把握できる。30

【0037】

目印部30は、第1方向D1に延びる部分を有していればよい。目印部30は、第1柄31と、第2柄32と、の組みあわせによって構成されてよい。第1柄31は、第1方向D1に延び、第1方向D1に間隔を空けて配置されてよい。第1柄31は、第1方向D1に延びる直線又は、第1方向D1に沿って配置されたドットの集合体によって構成されてよい。第2柄32は、第1柄31と異なる。第2柄32は、第1柄31と第1方向D1において隣り合って配置されてよい。第2柄32は、第1方向D1における第1柄31の間に配置されてよい。第2柄32は、第1柄31と異なる図柄又は第1柄31と異なる幅(第2方向D2の長さ)を有してよい。40

【0038】

吸収性物品どうしの境界B10は、第1方向D1に沿っており、第1柄31と区別して認識されにくいことがある。このとき、目印部30と吸収性物品どうしの境界B10が第2柄32によって区別し易くなり、吸収性物品どうしの境界B10を把握し易くなる。また、包装シート20内の吸収性物品10の残数が少なくなると、吸収性物品10が傾いて配置されることがある。このとき、吸収性物品どうしの境界B10は、第1柄31に対して傾斜し、第1柄31と区別して認識され易い。よって、吸収性物品どうしの境界の間隔G10がより把握し易く、吸収性物品の残数を容易に把握できる。50

【0039】

第2方向に隣り合う目印部30における第2柄32の第1方向D1の位置は、異なってよい。すなわち、第2方向D2に隣り合う第2柄32は、第1方向D1においてずれて配置されてよい。具体的には、図3に示す正面図において、一の目印部30の第2柄32は、一の目印部に隣接する第2柄32に対して上方に配置されてよい。第2方向D2に隣り合う目印部30の第2柄の位置が異なるため、個々の目印部が認識され易くなる。個々の目印部が認識されることにより、吸収性物品どうしの境界の間隔G10がより把握し易くなり、吸収性物品の残数を容易に把握できる。

【0040】

目印部30の第2方向D2の間隔G30は、吸収性物品どうしの境界B10の間隔G10と異なってよい。目印部30と吸収性物品どうしの境界B10とを区別し易くなる。目印部30の第2方向D2の間隔G30は、吸収性物品どうしの境界B10の間隔G10に対する0.5倍以上2倍以下であってよい。吸収性物品どうしの境界B10の間隔G10に対して目印部30の第2方向D2の間隔が長すぎたり短すぎたりすると、吸収性物品どうしの境界の間隔G10が目印部30に対応付け難いことがある。よって、目印部30の第2方向D2の間隔G30が吸収性物品のどうしの境界B10の間隔G10に対する0.5倍以上2倍以下であることが好ましい。なお、吸収性物品どうしの境界B10の間隔G10は、吸収性物品10が包装シート20内に収容され、未開封の状態の包装体1における吸収性物品10を基準としている。

【0041】

包装シート20には、包装シート20同士が接合された接合部29が設けられてよい。接合部29は、包装シート20が熱溶着等によって接合された部分であり、包装シート20同士が接合されていない構成と比較して、剛性が高くてよい。接合部29は、高剛性部を構成してよい。接合部29は、第2面22の中央において第2方向D2に沿って設けられてよい。

【0042】

複数の吸収性物品を圧縮した状態で包装シート内に収容している構成にあっては、吸収性物品10が厚み方向Tに膨張し易い。吸収性物品が膨張する際の力は、複数の吸収性物品の積層方向、すなわち、吸収性物品の厚み方向に沿う力が高くなり易い。第2方向D2に沿って接合部29が配置されているため、膨張する際の力に接合部29が対抗し、包装体1全体の形状を維持し易くなる。よって、窓部28の形状を維持し易く、窓部28を介して吸収性物品の残数を把握する効果をより得易くなる。

【0043】

包装シート20の第2面22は、吸収性物品10を取り出すための開口が設けられているように構成されてよい。具体的には、第2面22には、開口を構成するためのミシン目27が設けられてよい。使用者がミシン目を切断することにより、開口が形成されてよい。窓部は、第1面のみならず、第2面にも設けられてよい。使用者が開口部を介して吸収性物品を取り出す際に、開口部と共に窓部を視認し易い。よって、吸収性物品の取り出し時に吸収性物品の残数を容易に把握することができる。

【0044】

吸収性物品を個別に包装する個包装シート18は、複数のパターンを有してよい。複数のパターンは、色及び図柄の少なくとも一方が異なるように構成されてよい。例えば、第1個包装シートと、第1個包装シートと異なる色又は異なる図柄を有する第2個包装シートと、を有してよい。第1個包装シートによって包装された吸収性物品と、第2個包装シートによって包装された吸収性物品と、が厚み方向に隣接してよい。すなわち、厚み方向に隣接して配置された吸収性物品は、異なる色又は異なる図柄を有する個包装シート(異なるパターンの個包装シート)によって包装されてよい。個包装シートの色または図柄の違いによって、隣接する吸収性物品の境界を把握し易い。吸収性物品どうしの境界の間隔がより把握し易くなり、吸収性物品の残数を容易に把握できる。

【0045】

10

20

30

40

50

以上、上述の実施形態を用いて本発明について詳細に説明したが、当業者にとっては、本発明が本明細書中に説明した実施形態に限定されるものではないということは明らかである。本発明は、特許請求の範囲の記載により定まる本発明の趣旨及び範囲を逸脱することなく修正及び変更態様として実施することができる。したがって、本明細書の記載は、例示説明を目的とするものであり、本発明に対して何ら制限的な意味を有するものではない。

【産業上の利用可能性】

【0046】

包装シート内に収容された吸収性物品の残数を容易に把握できる吸収性物品の包装体を提供する。

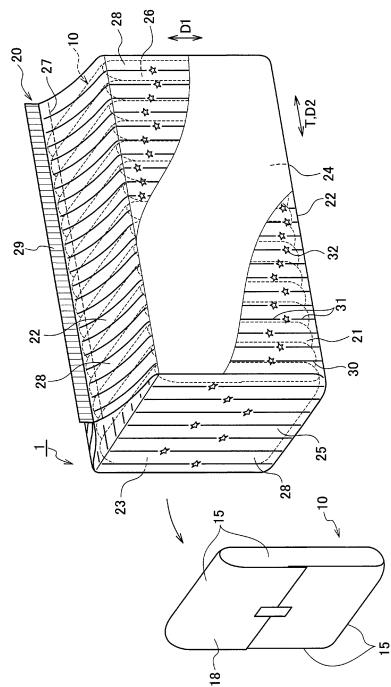
10

【符号の説明】

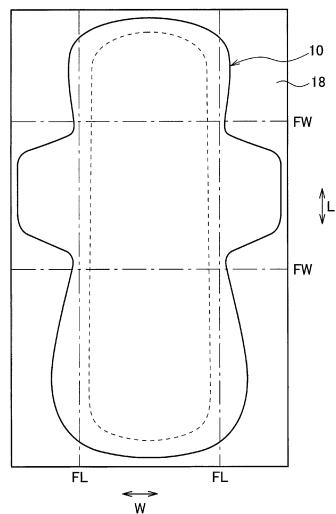
【0047】

1	：包装体	
1 0	：吸収性物品	
1 5	：側縁部	
1 8	：個包装シート	
2 0	：包装シート	
2 1	：第1面	
2 2	：第2面	
2 7	：ミシン目	20
2 8	：窓部	
2 9	：接合部	
3 0	：目印部	
3 1	：第1柄	
3 2	：第2柄	
B 1 0	：境界	
D 1	：第1方向	
D 2	：第2方向	
F L	：長手折り線	
F W	：幅折り線	30
L	：長手方向	
T	：厚み方向	
W	：幅方向	

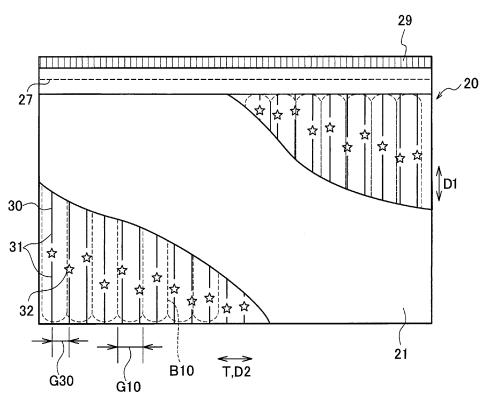
【図1】



【図2】



【図3】



フロントページの続き

(56)参考文献 特表2000-513306(JP,A)
実開昭60-070565(JP,U)
特開2015-042561(JP,A)
特開平09-306137(JP,A)
特開2012-240703(JP,A)
特開2012-254283(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 85/07
B65D 75/20